

【区域区分見直し】見直し候補地修正案(第2版)について

1 区域区分見直しの目的

市街化区域内の災害リスクの高い地域や人口密度の低下が見込まれる地域などを、新たな住宅・宅地開発等により市街化が広がらないよう、市街化調整区域へ見直すものです。

2 候補地修正案(第2版)作成の考え方

候補地修正案(第1版)同様、関係者の皆様から頂いた意見を反映させることを基本としており、『市街化区域を維持してほしい』という意見を優先させ候補地修正案(第2版)を作成しました。

一方で、以下のような箇所を市街化調整区域への見直し候補地としています。

- ①市街化調整区域への見直しの希望があり、既存の市街化調整区域と連続性がある地域
- ②市街化調整区域への見直しの希望があり、一定規模以上の区域を形成する飛び地
- ③意思表示がなく、山林などの未開発地で、一定規模以上の区域を形成する地域

ただし、市街化調整区域への見直しを希望される意見を頂いた土地であるものの、上記①②に該当しない場合については、市街化調整区域へ見直す候補地に反映できておりません。

3 候補地修正案(第2版)の状況

行政区	面積(ha)	人口(人)	建物数(棟)
門司	約119	約5	約45
小倉北	約9	0	約5
小倉南	約7	0	約5
若松	約55	約5	約30
八幡東	約80	約190	約130
八幡西	約18	約5	約10
戸畑	約10	0	約5
7区計	約298	約205	約230

4 今後の進め方

(1) 都市計画原案の作成

これまでも十分に意向を確認し、修正案に反映しており、都市計画手続き着手後も、関係者の意見を伺う機会があることから、次回の修正を都市計画原案とし、都市計画手続きに着手します。

なお、候補地修正案(第2版)に反映できていない、令和4年10月以降に頂いた意見書や、候補地修正案(第2版)の説明会などで頂く意見書については、都市計画原案に反映します。

(2) 意見書の提出

今後も引き続き、候補地修正案(第2版)に対する意見書の提出をお願いします。

令和5年4月末までの意見書を踏まえて、都市計画原案を作成しますので、以下のような方々につきましては、意見書の提出をお願いします。

- ① 今回の候補地修正案(第2版)内の山林などの未開発地をお持ちで、意見書を提出していない方
- ② 市街化調整区域への見直しを希望しているが、今回の候補地修正案(第2版)では、候補地から外れており、意見書は提出していない方

5 次回以降の取組

区域区分見直しは、概ね5年ごとに行う都市計画基礎調査の結果や社会情勢などを踏まえて、定期的に行っています。

次回以降の見直しについては、市街化調整区域への編入を求める声がある地域などで、検討を行う予定です。

問い合わせ先

北九州市 建築都市局 都市計画課

TEL:093-582-2451

FAX:093-582-2503

H P:<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/07900339.html>

北九州市ホームページ(<http://www.city.kitakyushu.lg.jp>)からも閲覧できます。

トップページ ▶ ビジネス・産業・まちづくり ▶ 都市計画・建築・景観・開発 ▶ 都市計画

▶ 区域区分・地域地区 ▶ 区域区分の見直し(市街化区域から市街化調整区域への区分の見直し)

